

令和8年度

進路のしおり

「知っておきたい支援情報」

小1・小4・中1・高1・高3年生の各家庭に配付します。3年間は保管して、活用してください。

福井県立嶺北特別支援学校

本校の進路指導

I 全体の年間計画

進路指導は、児童・生徒に対して行う指導が中心ですが、保護者や教職員にも卒業後の進路について考えていただくために、研修講座や見学会を開いたり、進路通信を定期的に発行したりしています。

進路指導年間計画 (令和8年度計画)

	小・中学部	高等部	全体	
4月			進路通信No.1 発行	進路相談週間
5月		進路学習(高1) 職場見学(高1) 進路希望調査(高1)	進路説明会・講演会・事業所説明会(保護者)	
6月	高等部見学学習(中3)	現場実習(高2・3) 進路相談(高1)		進路相談週間
7月	進路に関するアンケート (中・小6)	進路相談(高2・3)	進路通信No.2 発行 卒業生進路先現況調査・訪問～11月 事業所見学会(保護者) 進路に関するセミナー (保護者・教職員) 事業所見学会(教職員)	進路相談週間
8月				
9月			進路通信No.3 発行	進路相談週間
10月	校内実習(中)	現場実習(高1)		
11月	高等部体験会①(中3)	現場実習(高3) 職業ガイダンス (高1・2職業教科班)		進路相談週間
12月	進学説明会(中3保護者) 小学部3学年懇談会(小3保護者) 中学部見学学習(小6) 進路体験実習(中3)		進路通信No.4 発行	
1月		卒業生をかこむ会(職業教科班) 関係機関との移行支援会議及び福祉サービス利用に係る手続 (高3) 進路希望調査(高1・2)	進路指導推進委員会	(在校生) 進路相談週間
2月	高等部入学者選考会 (中3) 高等部体験会②(中3)		進路通信No.5 発行	
3月	入学者説明会(中3)			

(1) 生徒を対象に

◆小学部では

中学部見学学習(小学部6年)

中学部の生活について見学や説明をすることで、進学への意識を高め、スムーズな移行につなげます。

◆中学部では

高等部見学学習

高等部体験会①②(中学部3年)

- ・高等部の見学体験を通して、高等部について理解を深め、進路選択に役立てます。
- ・高等部の作業学習体験を通して、高等部進学への不安を和らげ、スムーズな移行につなげます。

校内実習(中学部)

1週間の特別時間割を設定して、グループで長時間の作業に取り組みます。一定期間、毎日作業に取り組むことによって、作業に見通しをもったり、作業の知識・技能を身に付けたりします。

進路体験実習(中学部3年)

校内実習後に、福祉サービス事業所を訪問して、現場での半日作業を体験します。高等部の作業班で体験をする場合もあります。

◆高等部では

現場実習(高等部1～3年)

企業や福祉サービス事業所などの協力を得て、1年生は1週間、2年生は2週間、3年生は2～3週間、それぞれの実習先で就業体験を行います。自宅からの通勤を原則としています。

進路学習及び職場見学(高等部1年)

進路ガイダンスを行い、その後、企業や福祉サービス事業所の様子を見学することにより、いろいろな仕事があることを学習したり、働くことに対する意識を高めたりします。

職業ガイダンス(主に職業教科班1・2年)

外部講師を招き、職業に関する知識や、就労に向けての心構え等についての研修を受けます。

卒業生をかこむ会(主に職業教科班)

企業や福祉サービス事業所で働いている卒業生から、仕事の内容、給料、休日の過ごし方などについての話を聞いたり、在校生の質問に答えてもらったりして、交流をはかっています。

その他

職業教科・作業学習、ロングホーム、生活単元学習の中でも、働くことや進路に関する学習に取り組んでいます。

(2) 保護者を対象に

進路に関するアンケート・進路希望調査(小6年、中1～3年、高1・2年)

各学部卒業後の進路先や各学年での実習先などについての希望をとります。

進路通信

年に5回、本校の進路指導に関する情報、県内の事業所の紹介、現場実習や職場見学での生徒の様子や感想などを紹介しています。

進路説明会・講演会

各学部学年における進路指導や、卒業後の進路についての説明、外部講師の講演会を行います。

進路相談

年に3回～4回、保護者懇談週間において進路相談を行い、卒業後の進路に向けての話し合いを行います。

高等部では、現場実習先についても具体的に検討します。

事業所見学会

7月中に、福祉サービス事業所や新規の福祉サービス事業所を見学します。

進路に関するセミナー

就労や生活への関心を高めたり、年金制度や福祉制度への理解を深めたりすることを目的に行います。

進学説明会（中学部3年保護者）

高等部入学者選考会に関する日程や手続きなどについての説明会を行います。

2 高等部における現場実習（産業現場等における実習）

（1）現場実習のねらい

- ① 日常の学習（職業教科・作業学習など）の中で身に付けた力を、実際の企業や福祉サービス事業所で発揮できるようにします。
- ② 企業や福祉サービス事業所での実習を通して、実際に働くことの喜びや大切さなどを学びます。
- ③ 学校とは異なった集団の中で、いろいろな人に接しながら、人間関係を豊かにするとともに、集団の中で対応できるようにします。
- ④ 卒業後の進路に対する意識を高めます。

（2）実習の回数及び期間

- ① 高等部在学中に4回の現場実習を実施します。1年生…1回、2年生…1回、3年生…2回
- ② 実習期間は、1年生…「福祉」に原則1週間、2年生…「企業」「福祉」とも原則2週間
3年生…「福祉」に原則2週間、「企業」には2～3週間
- ③ 3年生の2回目の実習では、卒業後に希望している進路先での実習となります。

（3）現場実習の流れ

① 進路説明会・進路希望調査

本校卒業後の進路先や福祉制度についての情報を知り、本人・保護者で進路について考えます。福祉サービス事業所については、「事業所見学会」などを通して保護者の方が実際に見学して、特長や雰囲気を知っておくことが大切です。

② 進路相談

保護者懇談会で（または随時）、進路希望や実習先について相談します。進路担当者が相談に入ることもあります。実習先は、本人の適性及び通勤等を考慮して選定していきます。

③ 実習先の見学

本人と保護者が一緒に見学します。担任や進路担当者が引率することもあります。

④ 実習先の決定と依頼

学校（進路指導部）から実習先へ依頼をします。その際、生徒の様子を「現場実習生徒資料」を基に実習先の担当者へ伝え、実習が円滑に行われるようにします。

⑤実習開始

生徒は自宅から実習先へ通勤します。教員が実習先を巡回します。また、必要に応じて引率指導をします。実習の前後には、生活単元学習や総合的な学習の時間を使って、クラス単位で事前・事後学習を行います。

⑥実習終了

進路担当者が実習先へ出向き、実習先から「評価表」とともに実習の様子を聞きます。保護者懇談会等で実習の様子について振り返り、今後の課題や卒業後の進路について担任と保護者が話し合いをします。

(4) 実習に当たって

①通勤

現場実習は、卒業後の職業生活を考えて、自宅から実習先へ通勤します。通勤手段は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用、保護者の自家用車での送迎となります。通勤の費用は就学奨励費から支給されます（全額、半額、補助無しの3段階）。ただし、タクシー利用は対象外で、公共交通機関や自家用車が対象となります。

②勤務時間

原則、事業所の就業時間に合わせて勤務します。

③昼食

実習先の給食を食べます（最終日に精算）。実習先によっては、弁当持参となる場合もあります。

④実習日誌

生徒は実習日誌を毎日書き、出勤時に実習先の担当者に提出します。実習先からその日の様子やコメントを記入してもらい、持ち帰ります。保護者の方も日誌に目を通していただき、感想などの記入をお願いします。

⑤挨拶・見学

実習の初日と最終日には、必ず保護者が実習先へ挨拶に出向いてください。最終日には給食費の精算もお願いします。また、生徒たちの実習の様子を、実習先に迷惑にならない程度に見学させていただくとよいです。なお、実習先への謝礼は必要ありません。

⑥実習中の指導、引率

実習では、社員や福祉サービス事業所の指導員から直接指導を受けます。担任は巡回指導で生徒を励ましたり、実習先から生徒の様子を聞いたりします。また、教員が引率して指導にあたる場合もあります。

⑦評価

実習後は、評価表にて企業や福祉サービス事業所から評価をしていただきます。この評価を基に課題を見付け、今後の進路指導の参考にします。

⑧報酬・工賃

学習活動ですので、実習先からの報酬はありません。

⑨事故や怪我

現場実習中のけがや事故などは、学校内で起きたものと同じ扱いになります。

なお、実習先のものを破損したり、損害を与えたりした場合の補償のため、原則全員、インターンシップ保険に加入していただきます。

⑩実習先への情報提供

現場実習が円滑に行われるために、「現場実習生徒資料」を実習先へお渡しします。事前に保護者へお見せしますので、内容を御確認ください。

卒業後の進路

本校高等部卒業後の進路には、大きく分けて、**一般就労**（一般企業などへの就職）と**福祉的就労**（福祉サービス事業所での訓練・介護サービスの利用）があります。

本校の高等部卒業生の最近5年間の進路状況は、下表のように、一般就労が35%、福祉的就労が64%となっています（この場合の一般就労には、就労継続支援A型事業所への就労も含まれます）。

★本校高等部卒業生の進路状況（過去5年間）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	計
一般就労 (うちA型)	13人 (3人)	7人 (4人)	6人 (2人)	8人 (3人)	12人 (5人)	46人(33%) (17人)
福祉的就労	28人	24人	11人	18人	11人	92人(66%)
その他(注)	0人	0人	1人	0人	1人	2人(1%)
計	41人	31人	18人	26人	24人	140人

(注) その他…在宅、上記以外の就労支援機関、未定など

Ⅰ 一般就労（一般企業などへの就職）

(1) 障害者雇用促進法にもとづく就労

本校の卒業生のほとんどが「障害者雇用枠」での雇用です。障がいのある人の就労のために、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者雇用率制度が設けられており、令和6年4月1日からの法定雇用率は、常用労働者数が40人以上の民間企業で、その常用労働者数の2.5%以上に義務付けられました。令和8年7月には、2.7%以上に引き上げられる予定です。

また、福井県の障害者雇用率は令和7年12月現在で2.72%（対前年比0.11ポイント増）、法定雇用率達成企業割合は58.4%（前年対比1.7ポイント増）でした（就労継続支援A型事業所での就労も障害者雇用率の中に含まれています）。

(2) 本校卒業生の働いている企業

卒業生の主な就労先(過去6年間の卒業生)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・(株)ヤスブン(福井市) | ・日本郵便(株)(坂井市) |
| ・(株)マリージョゼ(福井市) | ・佐川急便(株)(坂井市) |
| ・(株)ケアハイツ(坂井市) | ・祇王運送(株)(福井市) |
| ・(有)大鉱資源(福井市) | ・吉村農産 |
| ・(株)東横イン(福井市) | ・中部フーズ(株)(福井市) |
| ・(株)平和堂 フレンドマーケット(福井市) | ・福井県民生活協同組合 ハーツ(福井市) |
| ・日本商運(株)(坂井市) | ・ファーストウッド(株)(福井市) |
| ・日東シンコー(株)(坂井市) | ・(株)長谷川美芸(福井市) |
| ・太田木材(株) | ・(株)関西ケースデンキ |
| ・田崎鉄工(株) | ・(株)北陸レジャー |
| ・ラニイ福井貨物(株) | ・(株)オーカワパン |
| ・セーレン(株) | ・(株)UACJグリーンネット |
| ・北越フジパンストアー(株) | ・ふくいハートフルオフィス |

Q 一般就労では、働いてどのくらい給料をもらっているのですか？

A 令和8年4月現在の福井県の最低賃金は1,053円です。一日の勤務時間と月の勤務日数によって月額が変わります。そこから雇用保険料や各種保険料などを差し引いた額が手取りになります。

※本人の作業能率などによって、最低賃金を下回ることもあります。

在学中に身に付けてほしいこと

- 休まず通学する。
- 自分から挨拶や返事をする。
- 感謝の気持ちを言葉で伝える。
- 分からないことがあったときに質問する。
- 困ったときに誰かに相談する。
- 指示や注意を素直に聞き入れる。謝罪する。
- 決められた時間は一生懸命取り組む。
- 敬語を使って話す。
- 働き続けるための体力をつける。

家族の協力が必要なところ

- 生活する力をサポートする。(静養面、生活リズム、お金の管理など)
- バランスのよい食事をとる。
- 手伝いをする。
(家族で本人の役割を決めて取り組む)
- 家族が本人の相談相手になっていると心強い。
- 就職後に会社や相談機関と連絡をとることも必要。(病気への対処、問題が起きたときの相談など)



働く力だけでなく、挨拶や身辺処理、コミュニケーション、社会的なマナーを身に付けておくことが大事です。

(3) 一般就労を支援する関係機関

ハローワーク(公共職業安定所)

各安定所には、それぞれに障がい者を専門に担当する窓口(専門援助部門)があり、職業相談を行っています。一般就労を希望する場合は、高等部3年の夏に、「障害者求職登録票」に、障がいの状況、技能、適性、希望などを書き込み、仕事を探すための登録(求職登録)をします。

就職した後は、アフターケアとして、仕事の進め方や社内での人間関係がうまくいくように、担当者が職場定着指導で就職先を回ったり、助言したりしてくれます。

もし、失業した場合は、仕事が見つかるまでの間、失業給付を受けることができます(働いていた会社で12ヶ月以上雇用保険に加入していたことが条件です)。給付される日数や受ける金額は、年齢やもらっていた給料によって決まります。その場合には、職業安定所で相談をしましょう。

毎年秋にハローワーク主催で障がい者就職面接会が開催されています。



名 称	管 轄 区 域	住 所	電 話
三 国 公 共 職 業 安 定 所	あわら市 坂井市(春江町以外)	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
福 井 公 共 職 業 安 定 所	福井市、永平寺町 坂井市春江町	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1	0776-52-8150

福井障害者職業センター

福井市光陽2丁目3-32
TEL 0776-25-3685

就職しようとする障がい者に対して、就職のための相談から就職後のフォローアップまでの一連の業務を、公共職業安定所と連携しながら、専門的・総合的に行っています。事業主に対しても、障がい者の受け入れなど雇用管理に関する援助(ジョブコーチの派遣)も行っています。



ジョブコーチ支援事業

障害者職業センターの職業カウンセラーが中心となり、個々の状況に応じて支援を実施します。ジョブコーチ(職場適応援助者)が、実際に職場に派遣され、本人・企業・家族のパイプ役となり、作業面や職業生活について、具体的で実践的な援助や支援ノウハウを提供します。仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などがあります。

最初のほうは集中して職場を訪問し、その後は本人の様子を見ながら徐々に訪問回数を少なくしていきます。支援期間終了後も必要なフォローアップを行います。

雇用後に職場不適応となり離職してしまう場合も少なくありません。早めの対応が求められます。

職業評価

ジョブコーチが派遣される場合は、高等部3年の就職が内定した段階で、障害者職業センターが実施する職業評価（適性検査）を受けます。この検査で、企業就労における課題などを分析し、専門的見地から助言を受けることができます。

職業準備訓練

基本的な労働能力はあるものの、働く意欲や体力、持続力、職場内での基本的ルールなどが身に付いていないため直ちに就職するのが困難である、又は、早い時期に離職が予想されるような人に対し、基本的な労働習慣を身に付けてもらうための最大12週間の事業です。

具体的には、簡易な作業をする中で、作業態度、作業遂行能力、対人マナーなど就職に必要な能力を体得してもらい、就職の可能性を高めるものです。現在、この訓練については、卒業後のみ利用することができます。

福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく

福井市三郎丸4丁目303 慶長会内

Tel 0776-97-5361

嶺北地区在住の障がい者の就業面及び生活面における支援、助言、情報提供、関係機関への連絡調整など行っています。就労を希望する障がい者（知的・身体・精神）の方が利用でき、在学中から就労に関する相談をすることもできます。また、職場での定着が不安定な方、離職している方も利用できます。

<支援内容>

就労支援

本人の希望を聞きながら就職活動の支援を行います。実習や訓練などを取り入れ、本人に合った働き方を確認調整しながら就職を目指します。

生活支援

福祉サービス、制度などの情報提供、それに伴った必要な助言、支援を行います。状況に応じて家庭訪問や市役所、病院などの同行支援も行います。

定着支援

仕事に就いた後も定期的に職場を訪問し、就労継続のための必要な支援を行います。（雇用主や職業安定所との雇用相談、労働条件等の調整）

(4) 一般就労を支援する制度

障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

原則3ヶ月間の試行雇用を行い、その間に事業主と本人がお互いの理解を深め、継続雇用への移行を図るものです。

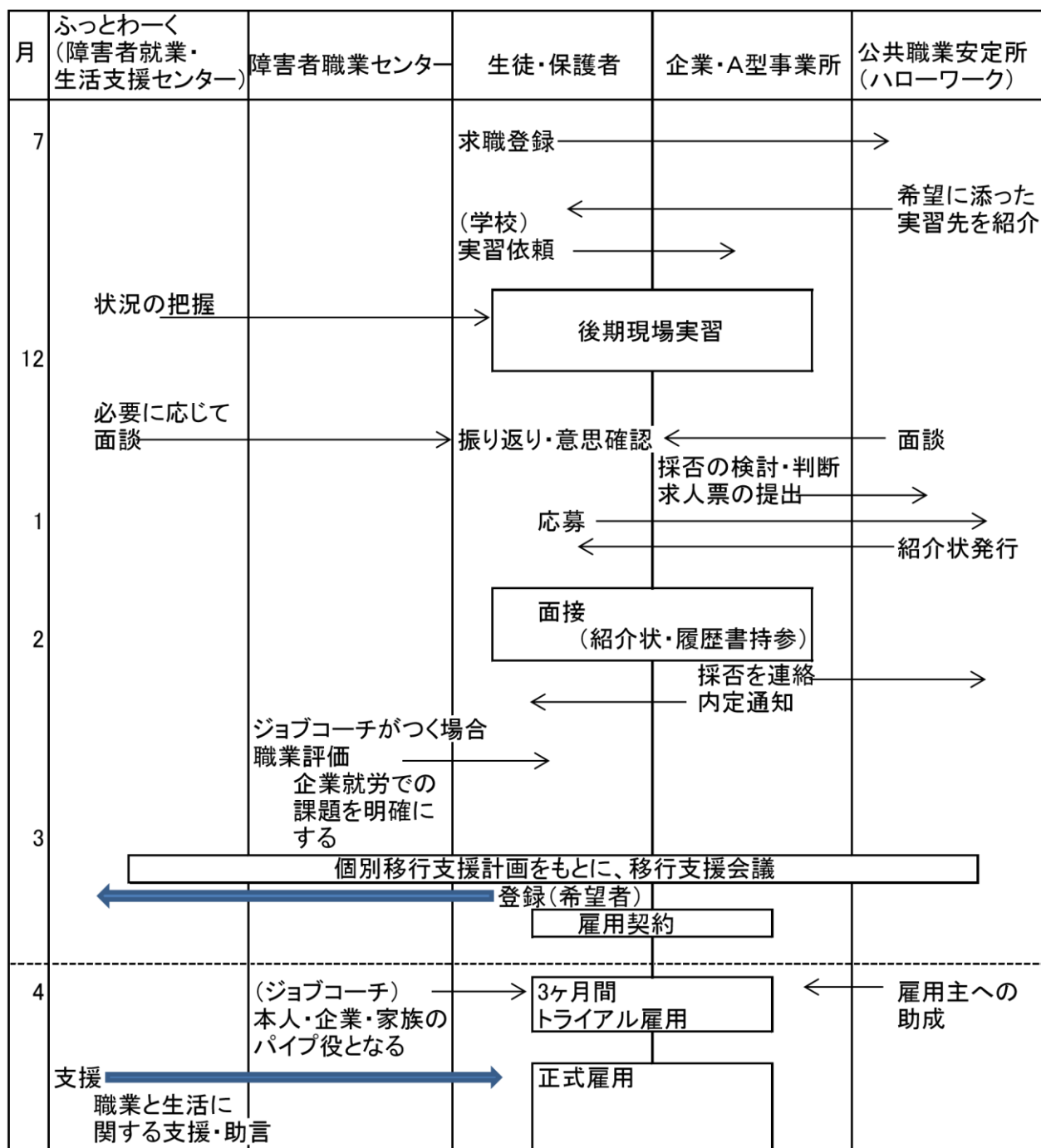
雇用期間中の労働条件は、労働基準法等の労働関係法令に基づき、事業主と障がい者との間で雇用契約を結ぶことになり、労働保険、社会保険等が適用され、本人に対しては事業所から給与が支払われます。ジョブコーチ事業を併用することもできます。

特定求職者雇用開発助成金

障がいを持つ方を雇い入れた事業所に対して、支払った賃金の一部を1年から最大3年間助成するものです。労働時間や障がいの程度により、助成額や助成期間が変わってきます。

(5) 一般企業・A型事業所への就労の手続

〈高等部 3 年〉 現場実習から一般就労までの流れ



※ 就労継続支援A型を利用する場合は、内定のあとに、市町へのサービス利用申請、相談支援事業所への利用計画案作成依頼も必要です。

※ ジョブコーチ支援は、企業就労の場合のみです。

2 福祉的就労と障害者総合支援法（福祉サービス事業所での訓練・介護サービスの利用）

卒業後は、「障害者総合支援法」に基づいた、福祉サービスを利用するという視点で進路を選択する必要があります。「いつ、どのようなサービスを利用するか」を考えるにあたり、福祉サービスについて知り、在学中から福祉関係機関とつながりを持ち、福祉サービス事業所を見学したり、現場実習で体験したりすることが大切です。

（1）サービスの種類

サービスは、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

また、「障害支援区分」とは、どのくらいサービスが必要な状態かを客観的に示す指標です。区分によって利用できるサービスには制限があります。

日中通うサービス（介護・訓練・仕事など） （児）は児童（18歳まで）でも利用できるサービス

サービスの名称		内容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します 障害支援区分3以上（施設入所者は障害支援区分4以上） 50歳以上で障害支援区分2以上（施設入所者は障害支援区分3以上）
訓練等給付	自立訓練 機能訓練・生活訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います A型：雇用契約を結ぶ 一般企業への就労と同様、ハローワークに求職登録をして、事業所の求人に応募して面接を受けます。福祉課で福祉サービス利用の手続も必要です。 B型：雇用契約を結ばない 卒業すぐにB型を利用する場合は、就労移行支援事業所を短期間利用し（暫定支給）就労アセスメントを受け、B型の利用が適切であるという評価を得る必要があります（個別に相談します。アセスメントは、現場実習と重ねて実施することもあります）。

地域生活支援事業（市町の独自の事業）	地域活動支援センター（児）	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います
	日中一時支援（児）	障がいのある方を日常的に介護している家族の就労支援と一時的な休息のために、障がいのある方を一時的に預かり、見守り等を行います

宿泊するサービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	短期入所（ショートステイ）（児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います 障害支援区分1以上

住むサービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います 障害支援区分4以上
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、介護サービスを行います

自宅や外出時の支援

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護（児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います 障害支援区分1以上
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で、入浴、排せつ食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います 障害支援区分4以上 他条件あり
	同行援護（児）	重度の視覚障がいにより、移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います
	行動援護（児）	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援などを行います 障害支援区分3以上 他条件あり
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います 障害支援区分6等
地域生活支援事業	移動支援（児）	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある方について外出のための支援を行います
	訪問入浴（児）	自宅等において入浴することが困難な障がいのある方に対して、自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います
	意思疎通支援（児）	聴覚・言語・音声・視覚等の障がいのため、意志の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します

相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設や児童福祉施設に入所している者、精神科病院を利用する者を対象として、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談その他必要な支援を行います
	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います

児童が通所するサービス

サービスの名称	内容
児童発達支援	療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学の児童に対し、児童発達支援及び治療を行います
放課後等デイサービス	放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行います
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供します

＊事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

＊令和7年10月1日より、障がいを持つ人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」のサービスが始まりました。

(2) サービスを利用したときの費用

サービスにかかる費用の1割負担ですが、世帯の収入（本人とその配偶者の収入）に応じて、ひと月の利用者負担額の上限が決まっています。その他、「食費・光熱水費等の実費負担」等がかかってきます。なお、地域生活支援事業に関しては、別途費用がかかる場合があります。

【18歳以上で自宅で生活している場合】＊本人+配偶者の所得で判断

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

【グループホーム入居者、20歳以上の施設入所者の場合】＊本人+配偶者の所得で判断

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

【18・19歳の施設入所者の場合】＊住民登録上の世帯員の所得で判断

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

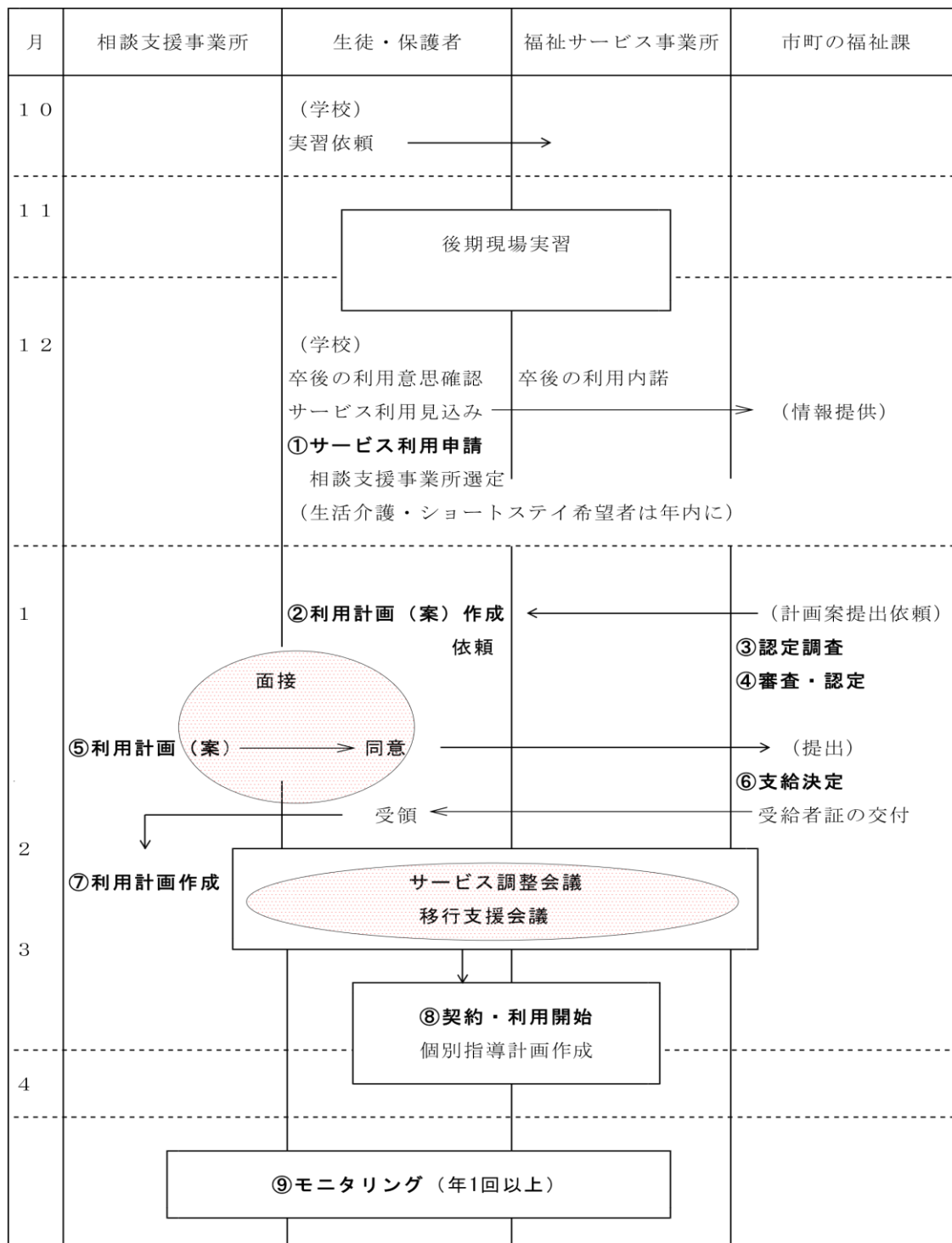
【18歳未満の障がい児の場合】＊住民登録上の世帯員の所得で判断

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯(所得割28万円未満)で通所するサービス ・自宅や外出時の支援利用	4,600円
市民税課税世帯(所得割28万円未満)で入所施設利用	9,300円
市民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

(3) 福祉サービス利用までの手続

卒業後、障がい福祉サービスを利用するためには、居住している市町の障がい福祉担当窓口（次ページ）で、①サービス利用申請を行う必要があります。

〈高等部3年〉現場実習から福祉サービス利用開始までの流れ



各市町の障害福祉担当窓口

名 称	所 在 地	電話番号
福井市役所障がい福祉課	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5435
あわら市役所福祉課	あわら市市姫3-1-1	0776-73-8020
坂井市役所社会福祉課	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3041
永平寺町役場福祉保健課	永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3920

①サービス利用申請

①福祉サービスを利用するための申請書を提出します。



②サービス等利用計画(案) の作成依頼

②相談支援事業所(次ページ)を選び、サービス等利用計画(案)の作成を依頼します。相談支援専門員が自宅などへ訪問し、本人との面接が行われます。



③認定調査

③本人の障がいの状況、本人及び家族の状況などについて、認定調査員による訪問調査が行われます。全国統一の調査項目に基づき、心身の状態や日常生活に関することも尋ねられます。利用を希望するサービスの種類によって、医師意見書が必要な場合もあります。

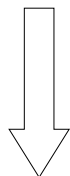


介護給付の場合

④審査・認定

訓練等給付・
児童の場合

④③の調査と医師意見書の結果を基に審査会で審査・判定が行われ、「障害支援区分」(非該当、区分1~6)が決定されます。
障害支援区分:どのくらいサービスが必要な状態かを客観的に示す指標です。区分によって利用できるサービスに制限があります。



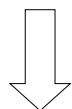
⑤サービス等利用計画(案)

⑤「サービス等利用計画(案)」を本人もしくは保護者が同意した上で福祉課へ提出します。



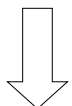
⑥支給決定・受給者証の交付

⑥「障害支援区分」や「サービス等利用計画(案)」を踏まえてサービス内容が支給決定され、「福祉サービス受給者証」が交付されます。



⑦サービス等利用計画の作成

⑦⑤の内容にサービス事業者名等を入れて作成します。作成された「サービス等利用計画」には、再度、本人もしくは保護者の同意が必要となります。



⑧サービス事業者との契約 サービスの利用開始

⑧サービス事業者と契約を結び、受給者証を提出して、サービスを利用します。なお、サービス事業者は、本人との面接により個別支援計画を作成します。



⑨サービス等利用計画 の見直し(モニタリング)

⑨サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために、受給者証に記載されている期間ごとにモニタリングを計画相談支援事業所等が実施します。少なくとも年1回以上行われることになっています。

(4) サービス等利用計画の作成(計画相談支援)

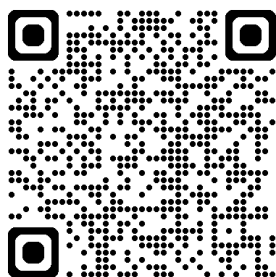
サービス等利用計画とは、「サービス利用者をどのように支援していくべきかを定めた総合計画」であり、本人や保護者のニーズに沿って、解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスや支給量、モニタリングの時期等を明記したものです。

定期的なモニタリングによって、心身、生活、就労等の状態を総合的に把握しながら、常に最適なサービスが受けられるように計画の見直しを行います。モニタリングの時期は、個々の状況により1ヶ月毎、半年毎等に設定されます。作成に当たっては、相談支援専門員が本人や保護者と面談をしたり、学校の様子を学校から聞いたりして本人の現状とニーズを把握します(アセスメント)。

作成に関する費用は、市が一定額の報酬を相談支援事業所に支払いますので、利用者の負担はありません。本人や家族、支援者等が自分で計画(セルフプラン)を作成することも可能です。

学校在学中、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を利用する場合は、障がい児支援利用計画の作成が必要です(障がい児相談支援)。

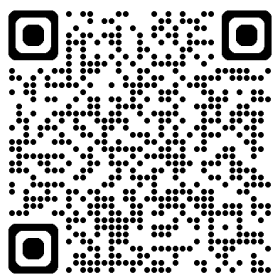
＊各市町の相談支援事業所等の情報に関しましては、以下の各市町や社会福祉協議会のホームページでご確認いただけます。



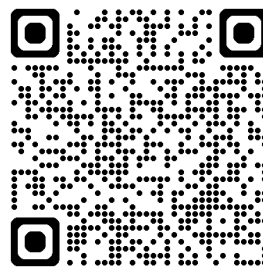
福井市相談



坂井市相談



あわら市相談



永平寺町相談

3 学校から社会への移行支援

高等部を卒業して社会参加していく生徒たちにとって、卒業から就職直後までの時期は大きな変化を迎えます。学校では、この大切な時期において、一人一人のニーズに応じた支援をするために、関係諸機関と連携しながら、居住地における就労・生活に関する円滑な移行支援に取り組んでいます。

関係機関との移行支援会議

高等部3年時の2月から3月にかけて、全員の生徒を対象に、個別の「関係機関との移行支援会議」を行います。「サービス調整会議」と呼ぶこともあります。

本人・保護者・卒業後利用する福祉サービス事業所・相談支援事業所・市町の障害福祉担当課・担任・進路担当者が集まって、卒業後の就労・生活においてどのような支援を行っていくのかを話し合います。学校が作成した「移行支援引継資料」を関係機関に提示して、支援が引き継がれるようにします。また、相談支援専門員が作成した「サービス等利用計画」を全員で確認し合い、日中活動だけでなく、生活面での支援や余暇活動にも話題を広げ、必要な支援と関係機関の役割について全員で確認をします。

企業に就職し、福祉サービスを利用する予定がない場合でも、「移行支援引継資料」によって支援を引き継ぎ、卒業後に利用できる相談機関を紹介するようにしています。

卒後支援

《卒業生現況調査・進路先訪問》

卒業後3年をめぐりに就職先の企業や福祉サービス事業所への現況調査を行います。必要に応じて進路先訪問を行い、状況を把握するように努めています。

《福井県嶺北親の会》

本校卒業生の保護者で設立された「親の会」の事務局が学校にあり、いろいろなアドバイスが受けられます。事務局は進路指導部と連携し、就労関係機関や福祉相談機関に連絡をとり、相談を進めていきます。親の会では、毎年役員が卒業生の卒業生激励訪問をしていますので、その際に相談することもできます。

嶺北親の会事務局 Tel 0776-67-0100
坂井市丸岡町熊堂3-36 嶺北特別支援学校内

卒業後の生活・就労支援

学校を卒業してからも、自分らしく生き生きと毎日を過ごしたいものです。そのためには、仕事や生活を充実させることが大切です。仕事以外の自由に使える時間、自分の好きなことや趣味をもつことは大切です。余暇を楽しく過ごすことで、仕事や生活に張りが出てきます。

しかし、日々の生活の中では、悩みや困ったことが生じる場合もあります。そんなときは、すぐに家族や職場の人に相談しましょう。また、身近な地域には、仕事や生活に関する問題の相談にのってくれる機関がいろいろあります。

I いろいろな相談機関と制度

市町の委託相談支援事業所

各市町には、委託されている相談支援事業所があります。本人やご家族、関係者からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援とともに、関係機関との連絡調整を行ってくれます。

【福井市】

障がい者基幹相談支援センター

「総合的、専門的な相談支援」、「権利擁護、虐待の防止」、「地域の相談支援体制の強化」、「地域移行、地域定着の促進の取組」、「福井市障がい者自立支援協議会の運営」などを行う、福井市の中核的な相談機関です。障がい者虐待の通報、届出の窓口となる「虐待防止センター」や、障がい者施設や病院などから地域へ戻る方などの相談窓口「地域生活支援拠点」の業務も行います。

住所:福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1F101

TEL:0776-50-3823 Fax:0776-50-3824 (この道グループ)

「地区障がい相談支援事業所」4カ所(身体・知的・精神の区別なく障がいに関する基本的な相談に対応)

◆ほくとう

担当地区:春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山

住所:福井市新保町 16-3-2 クローバーハウス内

TEL:0776-43-1229 Fax:0776-57-0900 (高志福社会)

◆ほくせい

担当地区:鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新

住所:福井市燈豊町 43-9-3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内

TEL:080-8998-0033 Fax:0776-83-0153 (九頭竜厚生事業団)

◆なんとう

担当地区:豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津

住所:福井市下六条町 217-4 (福)六条厚生会本館 1 階

TEL:0776-41-2334 Fax:0776-41-2335 (六条厚生会)

◆なんせい

担当地区:足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東、西、南、北・越廼

住所:福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1F102

TEL:0776-50-6572 Fax:0776-50-6573

発達障がい相談支援事業所 市全域を対象としています。

住所:福井市志比口 2 丁目 11-13 ハーツ志比口 2 階

TEL:0776-97-5731 Fax:0776-97-5732 (はるもにあ)

【永平寺町】

永平寺町役場福祉保健課 Tel:0776-61-3920

【坂井市】

坂井市障がい者相談支援センター

坂井地区の障がい児・者の第一相談窓口として、身体・知的・精神障がい種別に関わらず、日常生活又は社会生活を営む上でのいろいろな問題について相談を受けます。電話だけでなく、訪問による相談も行っています。

また、就業・就労支援を行い、主な取組として、一般企業に就職を希望する障がい者等に、ハローワークなどと連携して、求職活動（相談、同行等）の支援、定着サポート（企業訪問、面談）、生活相談を行います。

<住所>:坂井市下新庄1-1 坂井市役所 福祉総合相談課内

Tel:0776-50-1971 Fax:0776-66-2932

【あわら市】 市又は相談支援事業所に相談します。次の事業所に相談事業を委託しています。

・相談支援事業所 さかい Tel:0776-73-2800

・相談支援事業所 ハスの実 Tel:0776-73-3100

福祉サービスを利用する手続きの中で、サービス等利用計画の作成が必要な場合には、特定相談支援事業所（p16）に相談します。本人のかかえる課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援し、本人の自立した生活をお手伝いします。

福井市役所障がい福祉課 障がい者就労促進事業

福井市大手3丁目10-1 Tel0776-20-5224

障がいのある方で、福井市に住民登録のある方が対象の事業です。離職して求職中の方だけでなく、就労移行支援、就労継続支援を利用している方も対象となります。市の雇用調整員が、会社見学や就労体験事業、企業との調整・相談、ハローワークとの連携を行い、一般企業へ就職するための支援を行います。就職後も、定着支援を行います。

福井県発達障害児者支援センター スクラム福井

福井県に住んでいる発達障がい（広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）のある方とその家族が地域で安心して生活できるように支援します。相談支援、療育支援、就労支援、普及啓発及び研修の4つの柱から事業を行っています。

相談支援…日常生活に関わる様々な相談を受け、各スタッフ及び必要な関係機関との連携を図ります。

療育支援…心理検査等による評価を行い、個々に応じた関わり of 具体的な手立てについて支援します。

就労支援…就労に向けての相談や支援を行い、事業所からの相談に応じます。

普及啓発…発達障がいの正しい理解とそれに基づく支援の基礎を行います。

<相談窓口>

嶺北窓口(福井市)	福井市光陽2丁目3-36(福井県総合福祉相談所内)	Tel 0776-22-0370
嶺南窓口(敦賀市)	敦賀市櫛川41-2-3(パラレル内)	Tel 0770-21-2346

日常生活自立支援事業

- ① 福祉サービスの利用申込や契約手続
- ② 日常的なお金の出し入れや公共料金などの支払い手続などの金銭管理
- ③ 定期預金通帳や保険証書などの大切な書類を貸金庫で預かる

などのサービスを行っています。利用の相談は無料で、契約後サービスを受ける際に利用料（1時間あたり1,200円上限。市町により異なります。）がかかります。ただし、生活保護を受けている方は、国と都道府県の助成があるため無料（貸金庫の利用料は除く）です。

福井県高齢者・障害者日常生活自立支援センター
福井県社会福祉協議会内 Tel 0776-24-2339

本校管内の高齢者・障害者日常生活自立支援センター（社会福祉協議会内）連絡先は以下のとおりです。

名 称	所 在 地	電話番号
福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	福井市田原1-13-6 フェニックス・プラザ 1階	0776-22-0225
あわら市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	あわら市姫2-31-6老人福祉センター市姫荘内	0776-73-2253
坂井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	坂井市坂井町下新庄18-3-1	0776-68-5070
永平寺町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	永平寺町石上27-27やすらぎの郷内	0776-64-3000

成年後見制度

不動産や預貯金などの財産を管理や、介護などのサービスや施設入所に関する契約、遺産分割の協議などが必要な時でも、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。このような場合に、本人が損害を受けないようにし、また、本人の権利が守られるようにする制度です。後見人には本人の親族以外にも法律・福祉の専門家、その他の第三者や福祉関係の公益法人等が選ばれます。

<お問合せ先>

名 称	所 在 地	電話番号
福井弁護士会	福井市宝永4-3-1	0776-23-5255
福井県司法書士会	福井市大手3-15-12	0776-30-0016
福井県社会福祉士会	福井市月見3丁目2番37号NTT西日本南交換所ビル1階	0776-63-6277
福井県社会福祉協議会	福井市光陽2-3-22	0776-24-4987

ほっとサポートふくい（福井県精神保健福祉センター）

家族、仕事、学校、自分の性格、心身の不調、その他こころの健康に関する相談を受けられます。来所して行う面接相談と電話による電話相談があります。面接相談には電話予約が必要です。相談は無料です。

福井市四ツ井2丁目8-1（福井県こども療育センター建物3階）
Tel 0776-58-3710（こころの相談専用）

2 スポーツや文化活動などの余暇活動

嶺北親の会・同窓会行事

嶺北特別支援学校同窓会から毎年発行される「れいほく同窓会だより」や「親の会だより」で、学校の体育大会や文化祭、各種スポーツ大会、同窓会の日程を案内しています。

○ウイングカップソフトボール大会(10月) ○親子交流ボウリング大会(7月)

○想楽愛(ソーラクラブ)・・・卒業後の余暇活動として平成25年度から始まった親の会の文化的活動の1つです。もの作りやおやつ作り、楽しいゲームの他、書道などの活動もしています。活動は毎月第3日曜日に嶺北特別支援学校を中心に行っています。活動には保護者の方も参加され、ゆったりと活動しながら保護者同士の情報交換も行っています。

○同窓会(8月)・・・嶺北特別支援学校同窓会と福井県嶺北親の会の共催で、同窓会が開催されています。同窓生はもちろん、学校の先生や旧職員の先生方も参加され、思い出話に花を咲かせて楽しいひとときを過ごします。ゲームやカラオケなど楽しい企画もたくさん用意されています。6月に事務局から案内と申込用紙が送られてきます。

嶺北親の会事務局 Tel 0776-67-0100
坂井市丸岡町熊堂3-36 嶺北特別支援学校内

のびのびカルチャー講座

体力の向上や自立心、社会性を育成し、社会参加の促進と自立支援を図ることを目的に、有意義な余暇活動の支援を行っています。スポーツや勉強をしたい人、友達をつくりたい人、何か趣味をもちたい人たちの望みをかなえる講座が開かれています。

<実施している講座>

サッカー教室、ダンス教室、ウォーキング教室

※詳しくは下記の事務局に直接お問い合わせください。

「のびのびカルチャー講座」事務局 Tel 0776-34-8112
福井市福町28-49NPO法人 わいわいポケット内

福井県手をつなぐ育成会

障がい者スポーツ

◆しあわせ福井スポーツ協会

全国・県障害者スポーツ大会全般

大会種目の普及・強化(各競技団体と連携しながら、各競技の体験教室や合同練習会、研修、指導者養成、選手強化練習会の開催など)、県大会の大会運営、全国大会への選手選考や選手派遣を行っています。

事務局 Tel 0776-43-9712

✉ h-sports291@axel.ocn.ne.jp

福井市福町3-20 福井運動公園事務所内

◆その他

福井市のHPには、「みつけよう!じぶんのやりたいこと 障がい者のためのクラブ・サークル紹介」として、いろいろな活動紹介を掲載しています。

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/club.htm>

福祉制度

I 療育手帳及び身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

療育手帳は、心身の発達、日常の生活・行動・知的能力・社会性など様々な観点から診断を受け、知的障がいと判定された方が交付の対象となります。都道府県（政令指定都市）ごとに運用が行われているため、他県では呼び名が異なることがあります。更新の時期は手帳に明記されています。期限が来る前に各自で更新の手続きが必要です。

A1	重度の障がい、多くの支援が必要な人
A2	中度知的障がい、身体障がい（1～3級）を重複し、多くの支援が必要な人
B1	中度の障がい、一部支援が必要な人
B2	軽度の障がい、少しの支援が必要な人

身体障害者手帳は、目、耳、音声・言語・そしゃく、手足、心臓、じん臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸、免疫、肝臓に一定以上の永続する障がいを有する人に限り交付されるもので、法令で定められているいろいろな援助を受けるための基礎となります。手帳の交付を受けられる障がいの程度は、障がいの種別ごとに法律で定まっています、重い方から順に1級から6級までに区分されています。

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。障がいの程度により重度の1級から3級までの等級があります。手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。

◆交付申請手続き

<療育手帳の場合>

申請の窓口は申請者の居住地の市町の福祉課です。その後、児童相談所（福井県総合福祉相談所）で本人の面接等を中心とした判定を行った後、県より交付され市町の窓口でお渡しできます。

<身体障害者手帳の場合>

申請の窓口は申請者の居住地の市町の福祉課です。事前に県知事から指定された医療機関での診断書をもとに申請し、審査の後、交付されます。

<精神障害者保健福祉手帳の場合>

申請の窓口は申請者の居住地の市町の福祉課です。初診日から6ヶ月以上経過した時点で医師の診断書をもとに申請し、審査の後、交付されます。

◆療育手帳の概要・メリット

障害者総合支援法に規定するサービスのほか、手帳を提示することで税金の控除や運賃割引、医療無料化等の制度を活用することができるようになります。ただし、受けられるサービスの内容は、知的障がいの程度や実施する市町によって異なる場合がありますので、詳しくは各市町の障がい福祉担当課へお問い合わせください。

具体的な例としては、

- (1) 特別児童扶養手当の受給資格新規認定・再認定の際、市町窓口での精神科医等の診断書提出が省略できます。（ただし、療育手帳A1・A2の方）
- (2) 所得税や自動車税等の控除が受けられます。
- (3) バスやJR、タクシーなどの運賃割引、映画の入館料割引等が受けられます。
- (4) 居宅介護等の障害者自立支援法に基づくサービスが受けやすくなります。

(5) 障害者雇用の適用を受けるための証明になります。また、就労後に様々な支援を受けることができます。

【詳しい問い合わせ先】

各市町障害福祉担当課

福井県総合福祉相談所(福井市光陽2丁目3-36 障がい者支援課 Tel 0776-24-7311)

福井児童相談所(福井市木田3丁目 701 児童相談部門 Tel 0776-35-1582)

・・・18歳未満の療育手帳交付判定はこちらで受け付けます。

2 障がいのある方やその養育者に対して給付される各種手当

	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	重症心身障がい児(者)福祉手当
受給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等	精神又は身体に重複する著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	※市町によって条件等が多少異なりますので、お住まいの市町にご確認ください。
支給月額	16,560円/月	1級 58,450円/月 2級 38,930円/月	30,450円/月	3,000円/月

*支払時期については、各市町にお問い合わせください。

*それぞれの手当には所得制限があります。

(令和8年4月)

【詳しい問い合わせ先】 各市町障害福祉担当課

3 障害基礎年金

障がいの程度によって20歳を過ぎると年金を受給することができます。これを「障害基礎年金」と言います。障害基礎年金を受給するためには、市町の国民年金窓口へ行ってよく相談し、「病歴・就労状況等申立書」や決められた医師の「診断書」を作成して、同じ窓口で手続きをします。

年金が支給されるかどうかは、国が審査して決めます。企業などで働いていても年金を受給することができます。ただし、「診断書」と初診日の証明書などに書かれた障がいが軽かったり、給料が多かったりすると受給できないことがあります。

支給額: 1級 1,059,125円+子の加算 2級 847,300円+子の加算

※こちらは昭和31年4月2日以後生まれの方の金額です。

(令和8年4月)

【詳しい問い合わせ先】

各市町障害基礎年金担当課

各年金事務所

〈参考資料〉

厚生労働省ホームページ

令和8年度

「知っておきたい支援情報」

発行日 令和8年5月

編集・発行 福井県立嶺北特別支援学校

〒910-0347 坂井市丸岡町熊堂3-36

TEL 0776-67-0100 FAX 0776-67-0099

印刷所 エスティー印刷会社

〒910-0365 坂井市丸岡町磯部福庄24-27-1

TEL 0776-67-0623 FAX 0776-66-4727